

高福第 1464 号
平成 25 年 3 月 4 日

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会
会 長 宮 崎 直 人 様

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課長

認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策の徹底に関する
国への要望について

日頃から、北海道の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、道では、平成 22 年 3 月に札幌市内で発生した火災死亡事故を受けて、認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策の徹底に努めてきたところですが、本年 2 月 8 日に長崎市内の認知症高齢者グループホームで発生した火災事故により、4 名が死亡し、8 名が負傷したことを踏まえ、防火安全対策の更なる徹底を図るため、国に対して、別添のとおり要望書を提出しましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましても、会員に対するスプリンクラー設置促進など防火安全対策の徹底について、引き続きご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

〔 高齢者計画推進グループ
電話：(011)231-4111 内線 25-663 〕

高福第 1463 号

平成 25 年 3 月 4 日

厚生労働省老健局長 原 勝 則 様

北海道保健福祉部長 白 川 賢 一



認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策の徹底に関する要望

日頃から、北海道の保健福祉施策の推進に御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策につきましては、平成22年の札幌市内の火災事故を受けて、北海道として積極的に推進してきたところです。

今回の長崎市で発生した火災事故により、4名が死亡、8名が負傷したことを踏まえ、北海道としては、認知症高齢者グループホームに入居されている方々やそのご家族が安心して利用していただけるよう、防火安全対策の更なる徹底を図る必要があると考えており、次の事項について要望いたします。

記

1 スプリンクラー設備の設置に対する消防法上の義務付けと設置費補助単価の増額について

本道では、平成22年3月の火災死亡事故を踏まえ、消防法上、設置義務がない事業所も含め、道内885の全ての事業所でスプリンクラー設備が設置されるよう働きかけてまいりました。

その結果、道内では、多くの事業所で設置が進みましたが、消防法上の設置義務がない事業所のうち、未だ17事業所が未設置となっており、これらの事業所にスプリンクラー設備を設置するには、これまでの補助制度による対応では限界があります。

つきましては、各事業所における未設置の理由等を踏まえ、次の2点について措置を講じられるようお願いいたします。

(1) 自力避難困難者が多く入居する認知症高齢者グループホームについては、面積に関わらず、全ての事業所に対して、スプリンクラー設備の設置を消防法で義務付けること。

(2) スプリンクラー設備の設置に対する助成について、現行の補助単価では、事業者の負担が数百万円に上るケースもあることから、補助単価の増額や加算の創設を行うこと。

2 夜間の人員体制の強化等について

平成24年度において、認知症高齢者グループホームの夜間の職員配置基準及び夜間ケア加算が改正され、夜間の人員体制は一定程度強化されました。

しかしながら、1ユニット夜勤職員1名の配置で、自力で避難することが困難な認知症高齢者を迅速かつ円滑に避難させるには限界があると考えられることに加え、特別養護老人ホームなどに比べると小規模な認知症高齢者グループホームにおいては、夜間ケア加算を算定しても、加配職員分の人件費をまかなえないため、加算を算定している道内の事業所は、約5%と少数に止まっている実態にあります。

つきましては、夜間・深夜における火災や自然災害の非常時の対応、適切なケアの確保や職員の不安軽減などを図るため、職員配置基準の見直しや介護報酬における加算の取扱いを見直していただくようお願いいたします。